

○玉村町民の日を定める条例

平成29年3月22日

条例第1号

玉村町は、昭和30年4月20日に玉村町と芝根村が合併し、昭和32年8月1日に上陽村、群南村大字八幡原の一部及び大字宇貫が合併したことで新たな町制が施行され、平成29年に町制施行60周年を迎えます。

町民が、郷土の歴史を振り返り、ふるさと玉村町への愛着と関心を深め、町民であることを誇りに思うとともに、玉村町をよりよき町とし、より豊かな生活を築いていくことを考える日とするため、「玉村町民の日」を定めます。

(目的)

第1条 玉村町民の日（以下「町民の日」という。）を定めることにより、玉村町への愛着と理解を深め、自治の意識を高めるとともに、将来にわたって、豊かな福祉社会の実現に資することを目的とする。

(町民の日)

第2条 町民の日は、8月1日とする。

(使用料の免除)

第3条 町が設置した公の施設の使用料で別に町長が指定するものについては、当該使用料に係る条例の規定にかかわらず、町民の日に限り、これを免除することができる。

附 則

この条例は、平成29年8月1日から施行する。